

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 86 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成 15 年 1 月 23 日開催の広島県情報公開審査会における議事録」の開示請求に対し、「平成 14 年度第 9 回広島県情報公開審査会会議録」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書に記載された別紙についても開示請求の対象となる行政文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 8 月 13 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 15 年 1 月 23 日開催の広島県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）における議事録（議題は①会長の互選及び会長職務代理者の指名、②異議申立事務についてである旨、附属機関等会議開催状況で確認）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定の上、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 8 月 27 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 9 月 22 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全ての開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 15 年 1 月 23 日開催の情報公開審査会における議事録を開示請求の対象としたにもかかわらず、議事録の全てを開示せず開示請求人の権利を不当に侵害しているため、速やかに全てを開示するよう要求する。

開示すべき事項

- ① 別紙「行政文書開示請求・異議申立事務フロー図」
- ② 別紙「行政文書開示請求に係る不服申立ての状況について」
- ③ 別紙「広島県情報公開審査会答申（諮問第 43 号～第 45 号）の概要について」
- ④ 議事録中にある「〇〇委員」との表示が議事録の原本と相違すると考

えられることから、真実の記録（委員の名前）を開示すること。

- (2) 広島県は、開示請求書に「議事録」とのみ記載されていたから「会議録」を特定し、会議録に明記されている「別紙」であっても、会議録と一緒に添付していないという不当な説明を行った。一般的には、開示請求書において、「議事録」の請求があれば、会議において引用された別紙などの資料を併せて開示対象とするのが常識である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 会議録中の「別紙」について

異議申立人は、この会議録中に、①別紙「行政文書開示請求・異議申立事務フロー図」、②別紙「行政文書開示請求に係る不服申立ての状況について」及び③別紙「広島県情報公開審査会答申（諮問第43号～第45号）の概要について」の記載があり、これが本件対象文書に含まれていなかったことから、「議事録の全てを開示せず、開示請求人の権利を不当に侵害している。」と主張している。

しかしながら、この会議録は、一般に公開することを前提として作成しておらず、委員及び事務局が会議内容を確認し、審議に役立てるために作成しているものであり、委員や事務局は会議で配付された文書は別に保管しているため、会議録に添付する必要がなく、従来から情報公開審査会では、発言内容のみを記載しており、情報公開審査会において委員に提示した資料は、会議録には添付していない。

したがって、本件請求に対しては、当該会議録を本件対象文書として特定し、全部開示した。

2 会議録中の発言者名について

異議申立人は、本件対象文書中の発言者が、「〇〇委員」と記載され、特定の委員名が記載されていないため、「議事録の原本と相違すると考えられることから、真実の記録（委員の名前）を開示すること」と主張している。

しかしながら、従来から情報公開審査会の会議録においては、発言した特定の委員名を記載しておらず、「〇〇委員」の記述は、会議録原本のままであり、加工は行っていない。

なお、本件対象文書の最終ページにも「〇〇委員」の記載があるが、このページの末尾には会長と委員1名の署名があり、本件対象文書が会議録の原本であることを裏付けている。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成15年1月23日に開催された情報公開審査会の審議等内容を広島県情報公開審査会運営要領（以下「運営要領」という。）第8条第1項の規定に基づき記録した会議録であって、次の事項が記録されている。

- ① 開催日時（情報公開審査会が開催された日時を記録）
- ② 開催場所（情報公開審査会が開催された場所を記録）

- ③ 出席者（出席した委員の氏名及び事務局の状況を記録）
- ④ 会議に付した事案の件名（審議事項を記録）
- ⑤ 議事の概要（委員及び事務局の発言内容を記録）

また、情報公開審査会の会議録は、運営要領第8条第2項の規定に基づき、会長及び会長が指名する委員1名が会議の内容と相違ないことを証するため、署名を行うこととなっている。

2 本件対象文書の特定について

異議申立人は、本件対象文書中に、①別紙「行政文書開示請求・異議申立事務フロー図」、②別紙「行政文書開示請求に係る不服申立ての状況について」及び③別紙「広島県情報公開審査会答申（諮問第43号～第45号）の概要について」と記載があるにもかかわらず、これらが本件対象文書に含まれていなかったことから、「議事録の全てを開示」していない旨主張している。

一方、実施機関は、情報公開審査会の会議録は、一般に公開することを前提として作成しておらず、委員及び事務局が会議内容を確認し、審議に役立てるために作成しているものであり、委員や事務局は会議に配付された文書は別に保管しているため、会議録に添付する必要がなく、従来から情報公開審査会では、発言内容のみを記載しており、情報公開審査会において委員に提示した資料（以下「委員提示資料」という。）は、会議録には添付していない旨説明する。

当審査会では、本件対象文書は、「平成14年度情報公開審査会」という標題のファイルに綴じられており、会議録に委員提示資料は添付されていない状態で保存されていることを確認したが、本件対象文書の3ページには、「事務局（別紙 行政文書開示請求・異議申立事務フロー図、行政文書開示請求に係る不服申立ての状況について、広島県情報公開審査会答申（諮問第43号～第45号）の概要について に基づき説明）」と記載されている。「別紙」として引用されているのであるから、委員提示資料である別紙は会議録と一体の文書と認められる。

したがって、実施機関は、委員提示資料である別紙についても対象文書と特定した上で、改めて開示可否の判断をすべきである。

なお、異議申立人は、本件対象文書中に「〇〇委員」との表示があることから、「議事録の原本と相違すると考えられる」旨も主張している。

確かに、本件対象文書中に「〇〇委員」という記載が3か所あり、そのうち1か所は本件対象文書の最終ページに記載されている。しかしながら、従来から情報公開審査会の会議録においては、発言した特定の委員名を記載しておらず、また、同じ最終ページの末尾には、運営要領第8条第2項の規定に基づき、会長及び会長が指名する委員1名が、当該会議録が会議の内容と相違ないことを証するための署名をしている。

したがって、本件対象文書が会議録の原本であることは間違いなく、異議申立人の主張は当たらない。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 16	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 12. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 12. 10	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17. 2. 14	・ 異議申立人から意見書を収受した。
17. 2. 21	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 6. 26 (平成 24 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 7. 27 (平成 24 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 8. 31 (平成 24 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授